

(案)

資料 2 - 3

区域計画の変更の認定申請書

令和 3 年 6 月 7 日

内閣総理大臣 殿

福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

令和 2 年 12 月 21 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域海外大学卒業留学生の就職活動支援事業」に 1 事業を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

別紙

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画

令和 3 年 6 月 7 日
福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(15) 名称：国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業

内容：海外大学卒業外国人留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例
(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる地域に所在し、かつ、当該地域を管轄する地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業した一定の要件を満たす外国人留学生については、卒業後の就職活動の延長のための在留資格「特定活動」を特例的に認めることにより、外国人留学生の日本企業への就職を促進する。

① 北九州市全域【直ちに実施】

② 福岡市全域【直ちに実施】

新旧対照表

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 名称：国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業 内容：海外大学卒業外国人留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例 (国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)</p> <p>以下に掲げる地域に所在し、かつ、当該地域を管轄する地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業した一定の要件を満たす外国人留学生については、卒業後の就職活動の延長のための在留資格「特定活動」を特例的に認めることにより、外国人留学生の日本企業への就職を促進する。</p> <p>① 北九州市全域【直ちに実施】</p> <p>② <u>福岡市全域【直ちに実施】</u></p> <p>(16) 略</p>	<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 名称：国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業 内容：海外大学卒業外国人留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例 (国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)</p> <p>以下に掲げる地域に所在し、かつ、当該地域を管轄する地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業した一定の要件を満たす外国人留学生については、卒業後の就職活動の延長のための在留資格「特定活動」を特例的に認めることにより、外国人留学生の日本企業への就職を促進する。</p> <p>① 北九州市全域【直ちに実施】</p> <p>(16) 略</p>